

「日本放送協会の配信の実施のためなお準備又は検討を要する放送番組を指定する件の告示案に関する意見募集」の結果

■提出された意見の件数:8件(個人:8件)

※ 提出意見数は、意見提出者数としています。

■意見提出者:

○個人【8件】

■「日本放送協会の配信の実施のためなお準備又は検討を要する放送番組を指定する件の告示案に関する意見募集」に対して提出された意見及びそれに対する総務省の考え方

番号	提出された意見	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	今現在でも、政治的公平性に欠く報道をしている NHK です。 特に国会中継は昔と比べて極端に少なくなり、少数政党の討論部分は途中打ち切りも多く、そこを正さない限りあらたな改変には反対します。 【個人1】	放送番組は、放送事業者の自主自律によって編集されるべきものであると考えます。	無
2	受信料を徴収する目的でしょうから配信しなくていいです。万が一配信するなら、他の番組は全部無しで延々と国会中継のみを配信すべきだと思います。 【個人2】	今般意見募集した本告示案は、放送法の一部を改正する法律（令和6年法律第 36 号）により、日本放送協会（以下「NHK」という。）は原則として全ての放送番組に係る同時配信及び見逃し・聞き逃し配信が義務付けられたところ、同法による改正後の放送法（昭和 25 年法律第 132 号。以下「改正放送法」という。）附則第 18 項の規定により、配信の実施のためなお準備又は検討を必要とする放送番組を総務大臣が指定するものとなります。 なお、放送番組は、放送事業者の自主自律によって編集されるべきものであると考えます。	無

3	インターネット時代にもかかわらず、NHK の地方番組が地域外で配信されないのは不合理です。全国民から受信料を徴収しているにもかかわらず、視聴できる番組に地域差があるのは公平性を欠いています。 【個人3】	放送法の一部を改正する法律(令和6年法律第 36 号)により、NHK は、原則として全ての放送番組に係る同時配信及び見逃し・聞き逃し配信が義務付けられたところ、改正放送法附則第 18 項の規定により、配信の実施のためなお準備又は検討を必要とする放送番組として総務大臣が指定するものについては、当分の間、その配信が猶予されることとなります。ただし、この場合においても NHK は、改正放送法附則第 19 項の規定を踏まえ、配信を行う放送番組の拡大について継続的に検討を行う必要があるところ、本告示案附則第3項及び第4項においては、NHK は工程表を作成する等によって配信を行う放送番組の範囲を計画的に拡大するように努め、その拡大に向けた計画を定めた場合は総務大臣に報告する旨定めております。	無
4	本告示案の制定自体には賛成だが、細目につき以下の 2 点意見がある。 1 項柱書・1 項 1 号・2 項柱書・2 項 1 号・3 項柱書においては、放送対象地域によって配信の範囲を特定しているが、放送局名を用いて特定する方式に改めるべきである。 (理由)本告示案は、現行の「NHK プラス」「らじる★らじる」のサービス内容を踏襲する意図であると受け止めている。しかし、本告示案の書き方だと少なくとも 1 項及び 2 項の文言上は札幌以外の道内放送局や北九州放送局の放送番組も配信しなければならないことになってしまう。これらの放送局が現在ラジオで独自番組への差し替えを通常は行っていないとしても、解釈上の疑義を無くした方が良い。 3 項 2 号の規定中「午後 9 時」とあるのは「午後 9 時 30 分」又は「午後 10 時」とすべきである。	賛成の御意見として承ります。 前段の御意見について、本告示案第 1 項第 1 号及び第2項第1号は、本告示案第 1 項柱書き又は第2項柱書きにかかわらず、NHK は本告示案第 1 項第 1 号又は第2項第1号で規定する放送対象地域ごとに拠点となる放送局の放送番組について配信する必要がある旨規定したものととなります。 後段の御意見について、本告示案第3項第2号では、地域放送番組編成計画において放送時間帯の一部又は全部が午後6時から午後9時までとされている定時番組を見逃し配信を実施する対象としています。よって、対象となる定時番組が NHK の編成上の都合により地域放送番組編成計画とは実際に異なる時間帯で放送された場合であっても、見逃し配信を実施することとなります。	無

	(理由)3 項 2 号は、午後 6 時台のローカルニュース及び平日・午後 8 時 45 分、土日祝・午後 8 時 55 分からのローカルニュースを見逃し配信させる目的であると解するが、土日祝は特別番組の編成や大河ドラマの放送枠拡大によって後者の放送開始時刻が午後 9 時 10 分(15 分繰り下げの場合)や午後 9 時 25 分(30 分繰り下げの場合)になることが定期的にあるため、そのような場合もカバーできるような規定ぶりにしておくのが良い。 【個人4】		
5	見たくないものを見せないでほしい 【個人5】	今般意見募集した本告示案は、放送法の一部を改正する法律(令和6年法律第 36 号)により、NHK は原則として全ての放送番組に係る同時配信及び見逃し・聞き逃し配信が義務付けられたところ、改正放送法附則第 18 項の規定により、配信の実施のためなお準備又は検討を必要とする放送番組として総務大臣が指定するものとなります。	無
6	告示案は改正放送法の趣旨に沿ったものであり、現行の配信内容をおおむね踏襲するものであるから、おおむね賛成する。 ただし、必須業務化に伴い放送と配信は同等のものを提供すべきことになったこと及び国民が選挙に関する情報を適切に入手することが重要であることに鑑みて、現在は配信を実施していない政見放送について、同時配信に関しては 10 月以降対象にすべきである。 また、NHK を巡る喫緊の重要な問題であるためこの際あえて一言付言させていただくが、消防車・救急車へ設置されたテレビ付きカーナビについては、災害や事件・事故時の人命救助の際必要な情報を収集するために不可欠であるから、受信料を全額免除、せめて半額は免除すべきである。総務省には、NHK に対し放送受信規約の改正を指示するよう求める。 【個人6】	賛成の御意見として承ります。 なお、本告示案により、地方向け放送番組の一部については、当分の間、同時配信の実施が猶予されることとなります。このため、政見放送の同時配信を行う場合は、特定の地域で放送される政見放送のみが全国で配信されることとなり、候補者等の間の公平の観点から課題があると考えられます。政見放送の同時配信を実施するに当たっては、このような課題を踏まえながら、今後、NHK が配信を行う放送番組の範囲を拡大していく中で、継続的に検討していく必要があると考えます。 後段の御意見については、今後の放送行政に対する御意見として承ります。 なお、NHK の受信料の免除基準については、放送法第 64 条第 2 項により、NHK が定め、総務大臣の認可を受けることとされていることから、当該基準の内容については、一義的には、NHK におい	無

		て判断されるべきものであると考えております。	
7	日本放送協会は、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内基幹放送(国内放送である基幹放送をいう。以下同じ。)を行うとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、あわせて国際放送及び協会国際衛星放送を行うことを目的としているのは周知の事実である。 現在、日本全国において広く受信できる環境が整い、日本放送協会は設立時の目的を達成したことから、業務の縮小を検討する段階と考えられる。 また、受信料の支払いにより、個人が視聴したいコンテンツに割り当てられるべき費用の捻出が困難になる状況では害悪とすら言える。 今後実施する業務は、技術の研究および国会中継等、最低限の放送にとどめ、肥大化した組織を適正規模にとどめることが必要と考える。 【個人7】	今後の放送行政に対する御意見として承ります。	無
8	東日本大震災の報道でも岩手側、宮城側、福島側、そしてそのほか日本海側の東北、北東北、北海道、関西、東電エリアの関東、九州、四国、そして海外向けなど 多様な面からの映像資料検証などが原発の事、津波の事、電力利用者の事、そのほかの地震被害の事でも重要である場合も多い、 またコンテンツツーリズム、地域産業などでも地域ニュース、番組が重要な場合がある また自分が住んでいない地域だから見れることで観光などでも重要な場合も考えられる	放送法の一部を改正する法律(令和6年法律第 36 号)により、NHK は、原則として全ての放送番組に係る同時配信及び見逃し・聞き逃し配信が義務付けられたところ、改正放送法附則第 18 項の規定により、配信の実施のためなお準備又は検討を必要とする放送番組として総務大臣が指定するものについては、当分の間、その配信が猶予されることとなります。ただし、この場合においても NHK は、改正放送法附則第 19 項の規定を踏まえ、配信を行う放送番組の拡大について継続的に検討を行う必要があるところ、本告示案附則第3項及び第4項においては、NHK は工程表を作成する等によって配信を行う放送番組の範囲を計画的に拡大するように努め、その拡大に向けた計画を定めた場合は総務大臣に報告	無

	こういう点を考慮してほしい。 またアニメーションの研究者をしているが番組内アニメや特番などでも重要な資料研究な場合も多く再放送がないものも多い、そういう映像資料も公開してほしい 【個人8】	する旨定めております。	
--	---	--------------------	--